

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	確定給付企業年金制度の平成25年度財政決算結果について……………	P1
【コラム】	確定給付企業年金制度の改正に伴う法令・通知の読み方（その2）……………	P7

確定給付企業年金制度の平成25年度財政決算結果について

1. はじめに

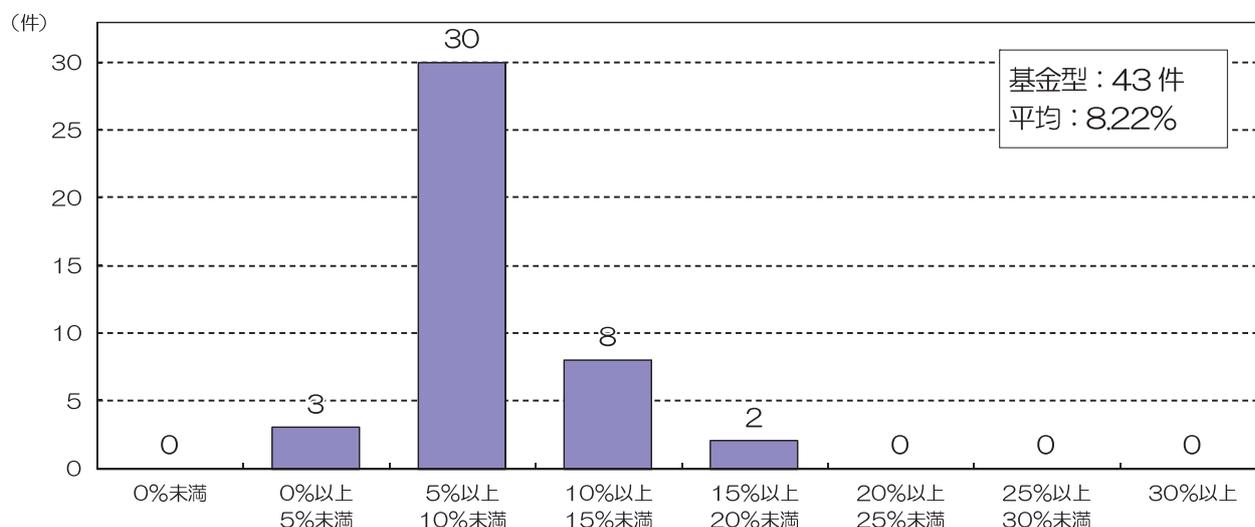
今月号では、弊社に総幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金制度（以下「DB制度」）の財政決算結果を集計し、資産運用利回りおよび積立比率等の分布状況ならびに過去の推移について解説いたします。なお、基金型DB制度については平成26年3月末決算（全43件）を、規約型DB制度については平成25年9月末決算、平成25年12月末決算、平成26年3月末決算および平成26年6月末決算（全974件）を対象に集計しております。

2. 資産運用利回りおよび予定利率について

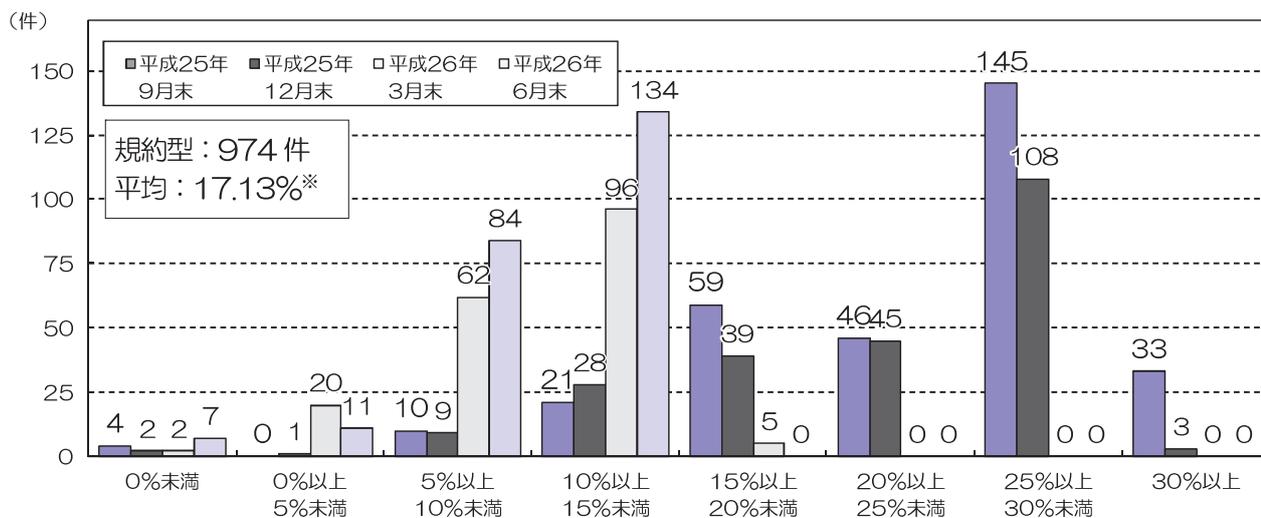
資産運用利回り（運用報酬控除後の時価ベース利回り）の分布状況は、＜図1-①＞および＜図1-②＞の通りです。資産運用利回りの平均は基金型で8.22%（昨年度10.86%）、規約型で17.13%（昨年度11.40%）となり、昨年度に引続き高水準で推移しています。特に規約型においては、平成25年9月末で23.74%、平成25年12月末で21.78%、平成26年3月末で9.59%、平成26年6月末で9.53%となっており、昨年度の状況（平成24年9月末4.88%、平成24年12月末10.95%、平成25年3月末12.01%、平成25年6月末20.16%）を踏まえると、一時の株価高騰がひと段落したことが見てとれます。

掛金率の算定に用いる予定利率（以下「予定利率」）の分布状況は、＜図2-①＞および＜図2-②＞の通りです。基金型、規約型ともに2.5%付近に集中しています。

＜図1-①＞基金型における資産運用利回りの分布状況（平成26年3月末）

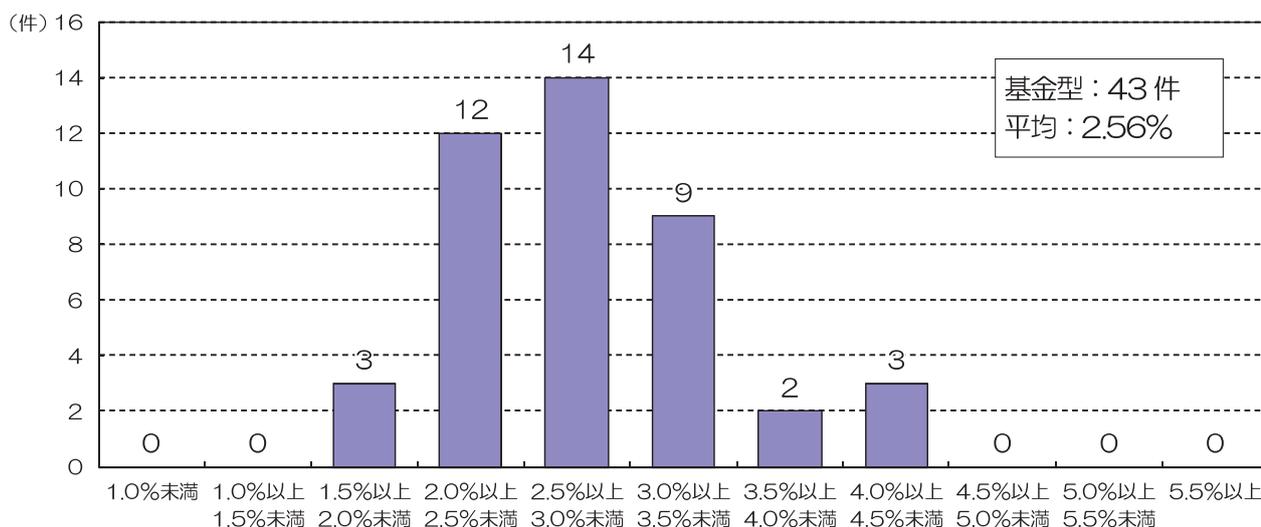


<図1-②>規約型における資産運用利回りの分布状況
(平成25年9月末、平成25年12月末、平成26年3月末、平成26年6月末)

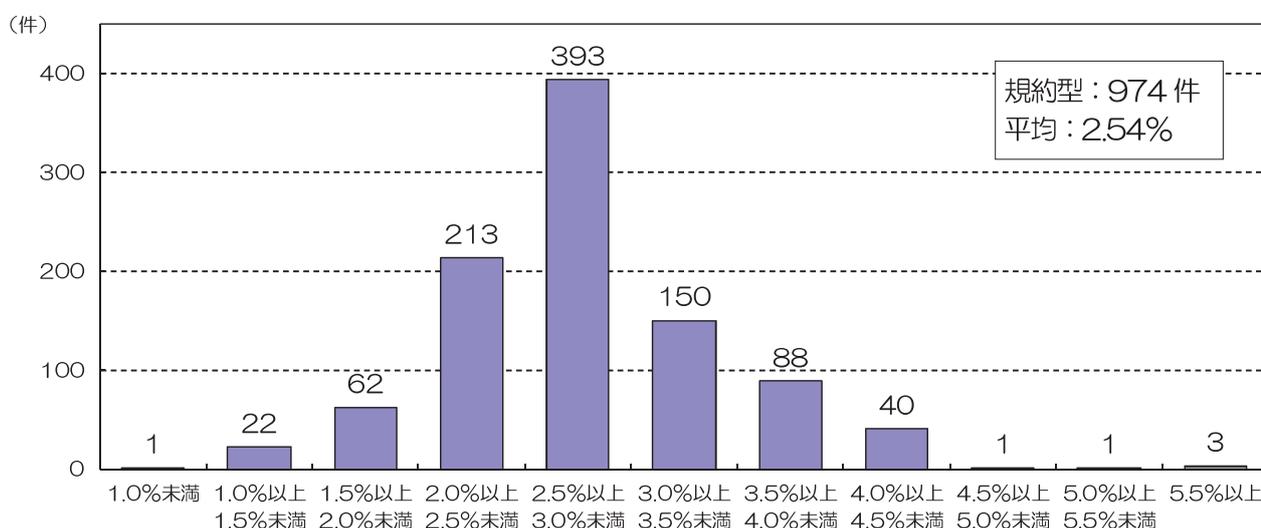


*初回決算を迎えた制度を除いた利回りの平均は17.19%。

<図2-①>基金型における予定利率の分布状況 (平成26年3月末)

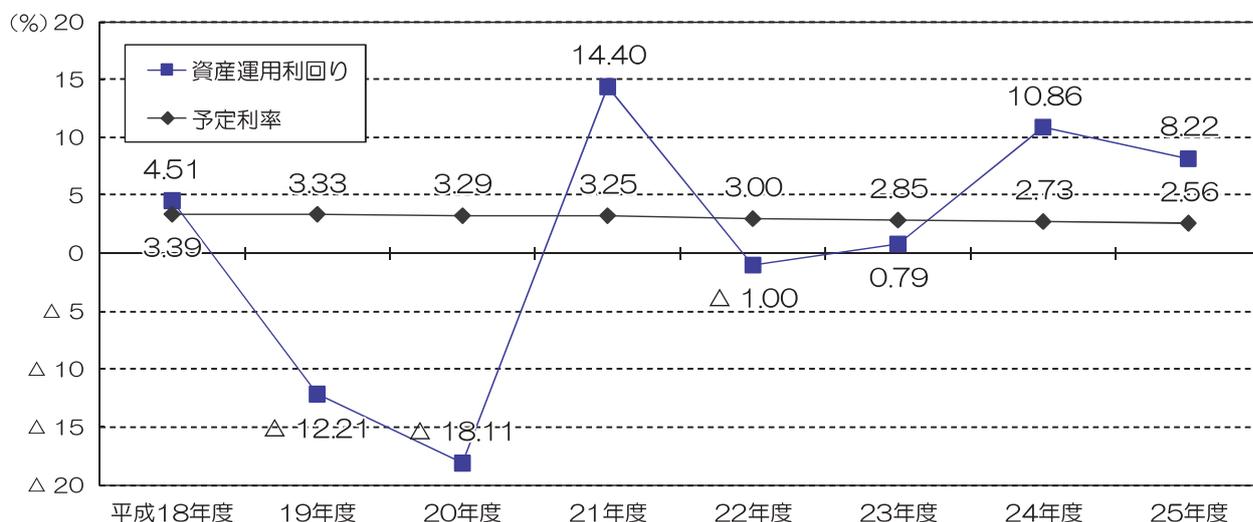


<図2-②>規約型における予定利率の分布状況
(平成25年9月末、平成25年12月末、平成26年3月末、平成26年6月末)

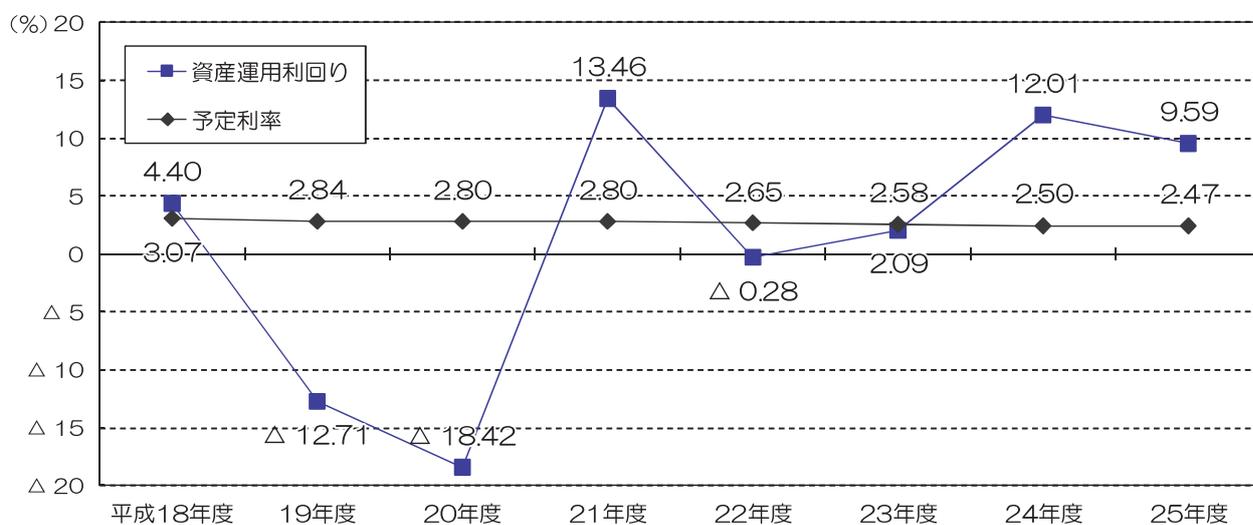


3月末のDB制度を対象とした、資産運用利回りの平均値および予定利率の平均値の直近8年間における推移は、<図3-①>および<図3-②>の通りです。平成19年度はサブプライムローン問題、平成20年度はリーマンショックに象徴される運用環境の著しい変化を受けて大きく落ち込み、平成22・23年度も低利回りの状態が続いていましたが、平成24年度以降はいわゆるアベノミクスの影響を受けて改善し、資産運用利回りの平均値は予定利率の平均値を上回っています。一方、財政運営の安定志向の傾向を反映して、予定利率の平均値は依然として低下傾向にあります。

<図3-①>基金型における運用利回りおよび予定利率の推移



<図3-②>規約型における運用利回りおよび予定利率の推移



(注) 3月末決算先のみを対象に集計。

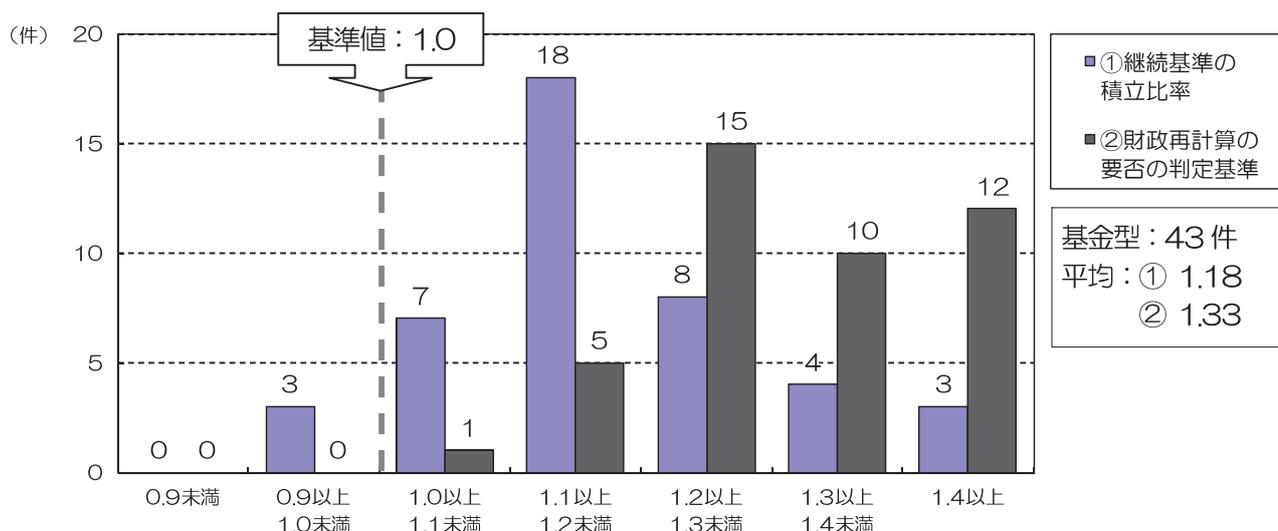
3. 継続基準の積立比率について

<図4-①>および<図4-②>は、継続基準の積立比率(=純資産額÷責任準備金)の分布状況です。継続基準の財政検証においては、当該比率が1.0以上であることが求められますが、1.0を下回っていても、財政再計算の要否の判定基準(=(数理上資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金)が1.0以上であれば、財政再計算の実施を留保することができます。

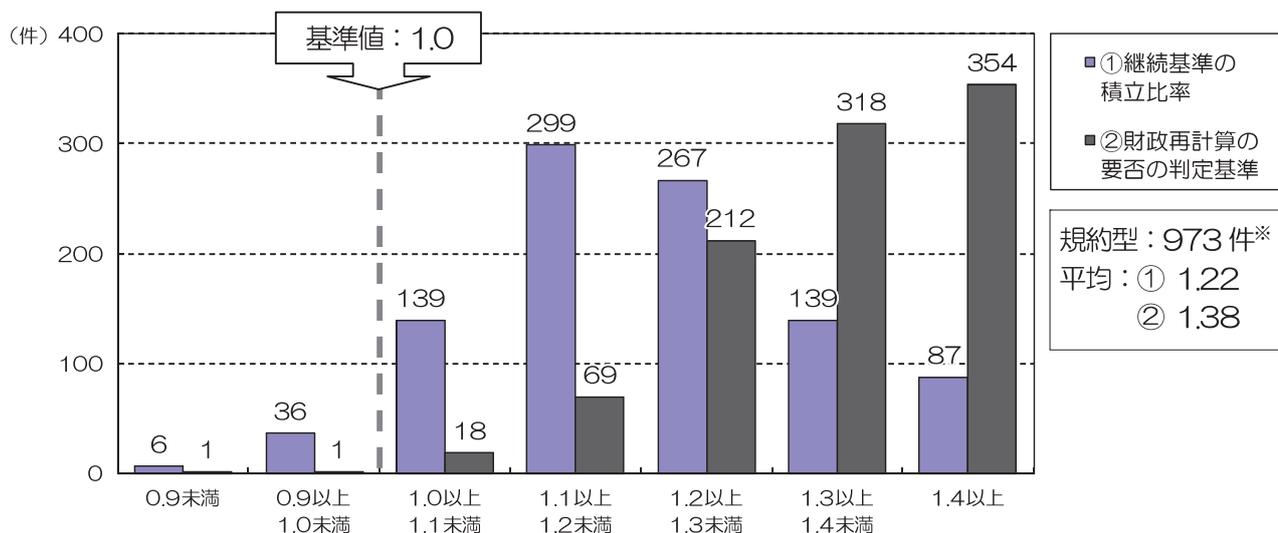
「継続基準の積立比率」が基準値を下回る制度は基金型で3件、規約型で42件でしたが、「財政再計算の要否の判定基準」において基準値を下回る制度は基金型で0件、規約型で2件と、大半の制度において財政再計算の実施を留保することができました。

財政再計算の要否の判定基準の直近8年間における推移は、<図5-①>および<図5-②>の通りです。

<図4-①>基金型における継続基準の積立水準の分布状況（平成26年3月末）

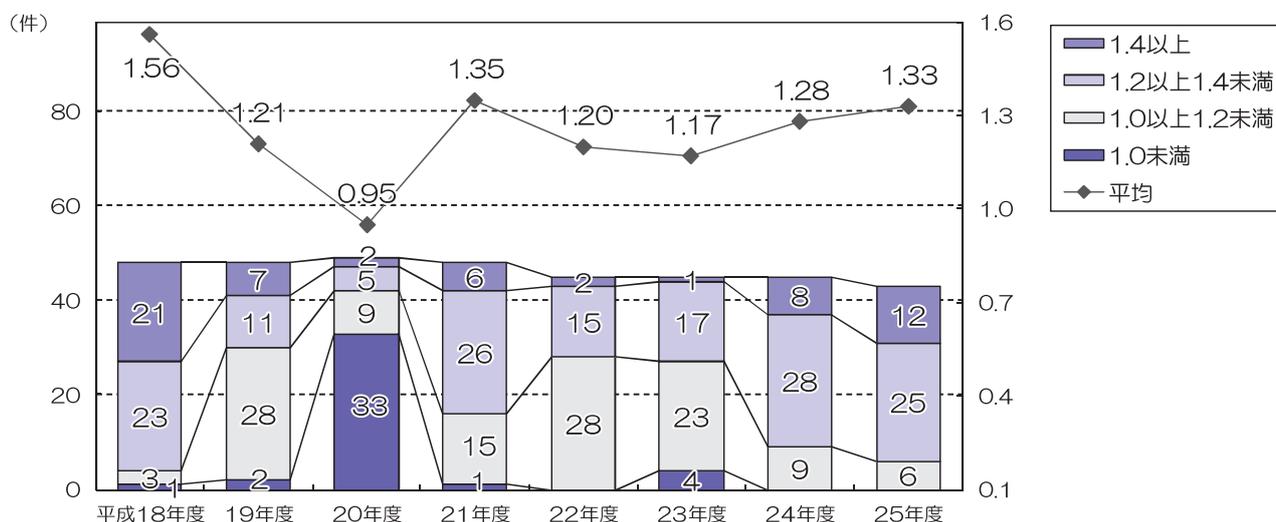


<図4-②>規約型における継続基準の積立水準の分布状況（平成25年9月末、平成25年12月末、平成26年3月末、平成26年6月末）

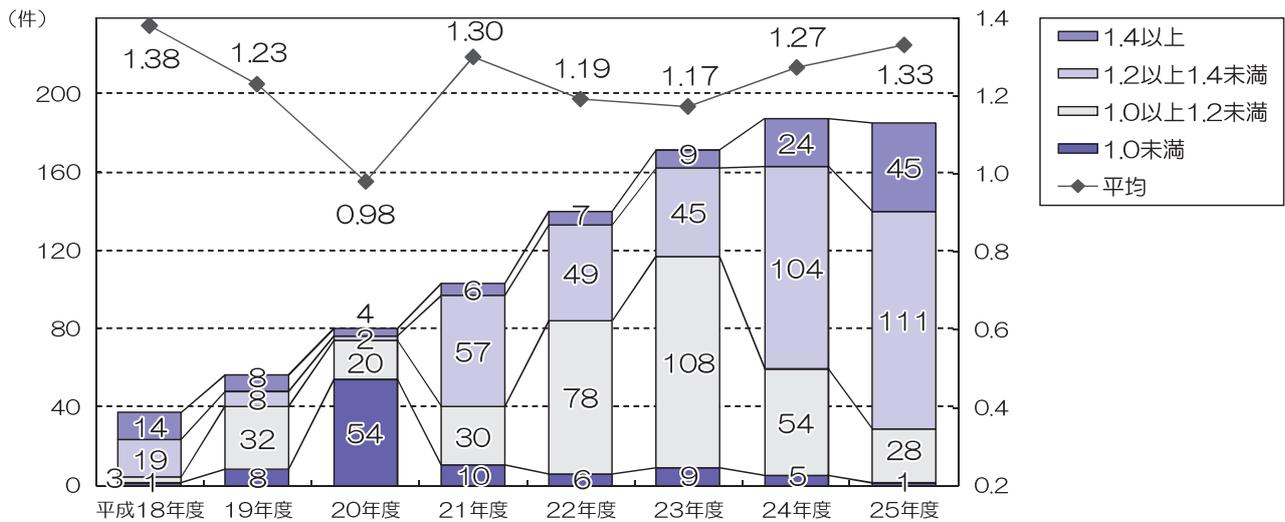


※責任準備金がマイナスとなったため積立比率が算出できない制度を除いて集計。

<図5-①>基金型における財政再計算の要否の判定基準の推移



＜図5－②＞規約型における財政再計算の要否の判定基準の推移



（注）3月末決算先のみを対象に集計。

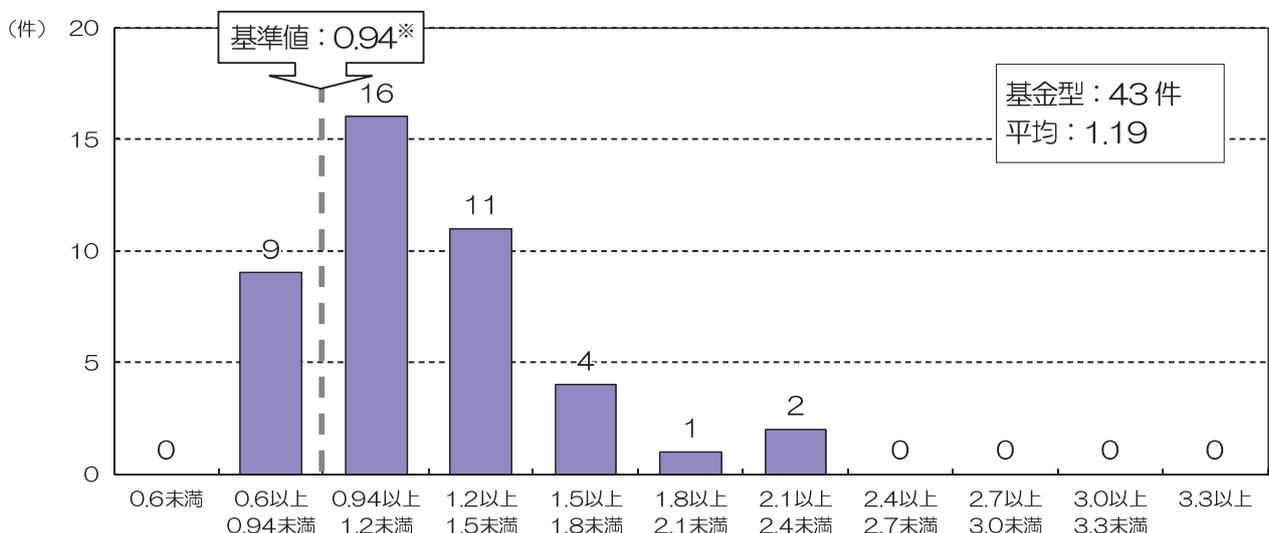
判定基準の比率が基準値である 1.0 を下回る制度の数に注目してみると、平成 20 年度のみ著しく増加しており、後述する非継続基準の積立比率の推移（＜図7－①＞および＜図7－②＞）とは異なる傾向を示しています。これは、判定基準において財政再計算が必要と判定された場合には、財政再計算を行い繰越不足金を全額解消することから、繰越不足金相当は特別掛金収入現価に振り替えられ、責任準備金が減少することで継続基準上の積立比率が向上するためと考えられます。

4. 非継続基準の積立比率について

＜図6－①＞および＜図6－②＞は、非継続基準の積立比率（＝純資産額÷最低積立基準額）の分布状況です。非継続基準の財政検証で求められる基準値は、従来は 0.9 を使用していましたが、平成 24 年 1 月 31 日付で公布された「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」（平成 24 年厚生労働省令第 13 号）および併せて発出された関連通知により、平成 25 年 3 月末から毎年 0.02 ずつ段階的に上げられることとされており、平成 26 年 3 月末では 0.94、平成 29 年 3 月末以降は 1.0 となります。

平成 25 年度の積立比率の分布状況は、資産運用利回りが前年度に引続き高水準で推移した影響もあり、多くの制度において基準値を上回る結果となりました。基金型においては全体の約 79%、規約型においては全体の約 92% が基準値を上回っています。また、基金型に比べて規約型の積立比率が高くなっていますが、その要因の一つに、適格退職年金制度の給付を承継した制度において最低積立基準額から所定の額を控除する経過措置を適用している制度が多いことが挙げられます。なお、この控除額は年々減少していく

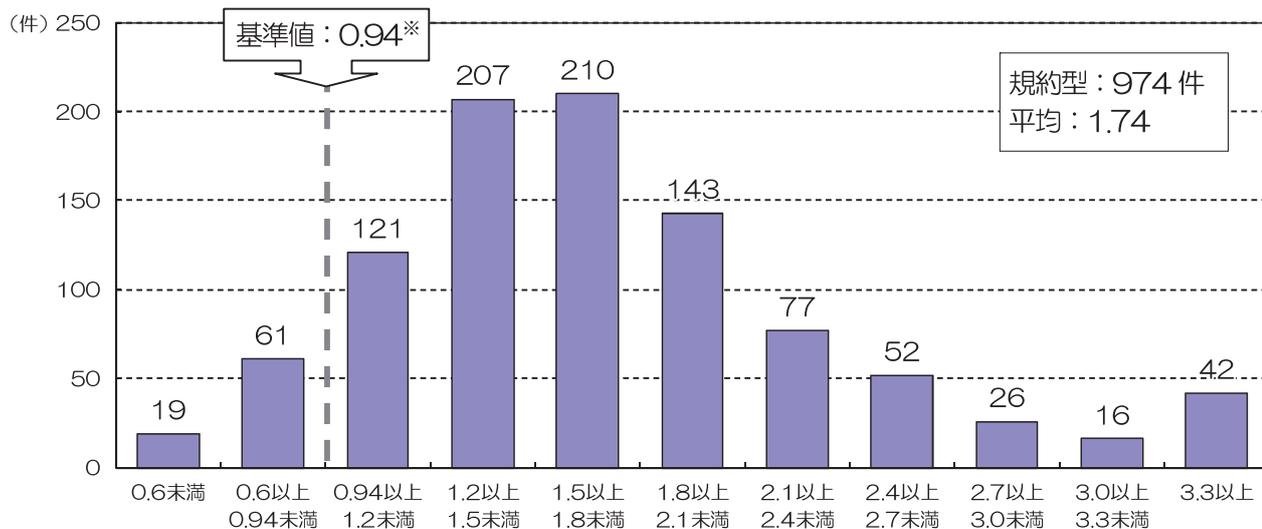
＜図6－①＞基金型における非継続基準の積立水準の分布状況（平成26年3月末）



※平成 26 年 3 月 31 日～平成 27 年 3 月 30 日までを基準日とする財政検証に適用される。

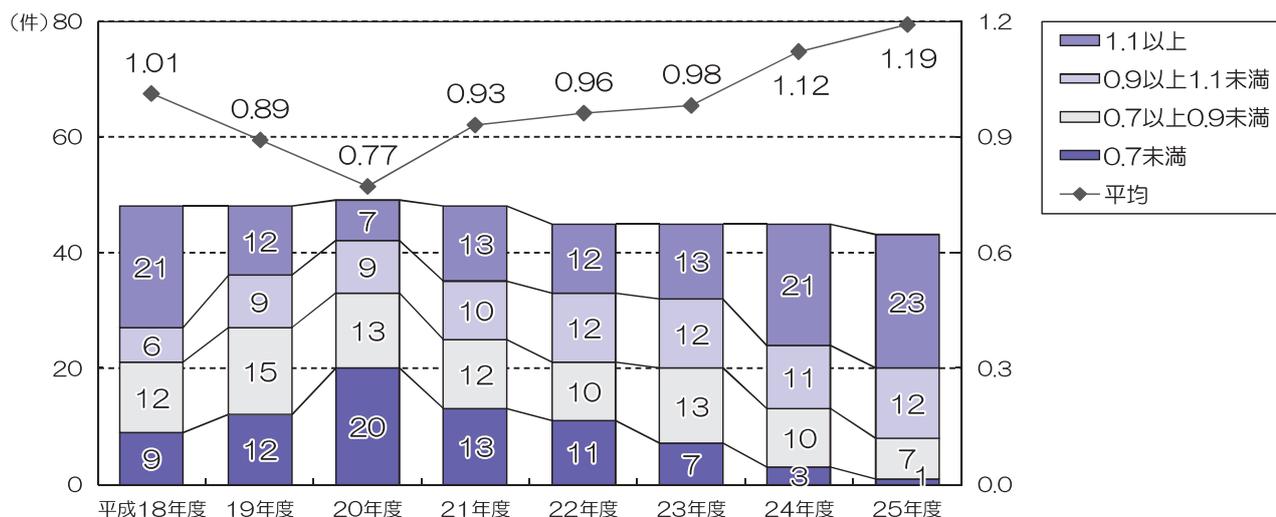
<図6-②>規約型における非継続基準の積立水準の分布状況

(平成25年9月末、平成25年12月末、平成26年3月末、平成26年6月末)

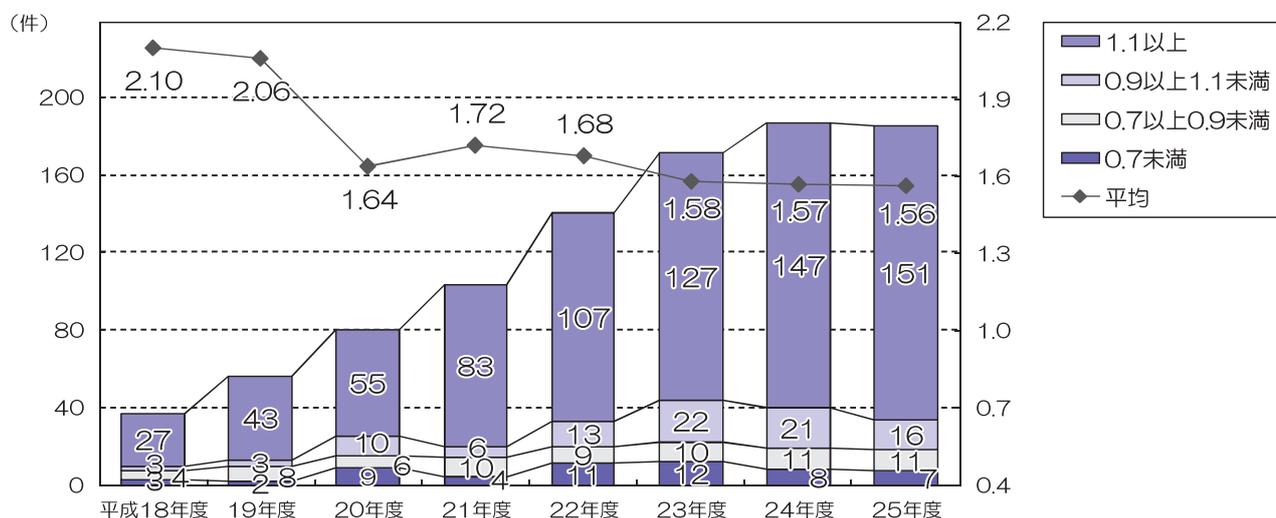


※平成26年3月31日～平成27年3月30日までを基準日とする財政検証に適用される。

<図7-①>基金型における非継続基準の積立水準の推移



<図7-②>規約型における非継続基準の積立水準の推移



(注) 3月末決算先のみを対象に集計。

ことから、<図7-①>および<図7-②>にあるとおり、基金型の積立比率が平成20年度以降年々上昇しているのに対し、規約型の積立比率は平成21年度以降少しずつ低下しています。

5. まとめ

サブプライムローン問題およびリーマンショック以降、世界的に金融不況が長引いたため、資産運用環境は長らく低迷していましたが、国内市場におけるいわゆるアベノミクスによる資産運用環境の好転に伴い、資産運用利回りは昨年に引き続き高水準で推移しています。その結果、継続基準、非継続基準のいずれの積立比率も一時に比べると良好な状況にあるといえます。

しかしながら、非継続基準における基準値は段階的に引き上げられ、平成29年3月末以降を基準日とする財政検証では1.0となること、適格退職年金制度の給付を承継した制度においては、承継分に係る最低積立基準額を遅延認識する経過措置を適用している場合、最低積立基準額からの控除額は、年々減少し平成29年3月末以降を基準日とする財政検証では0となること、などから現在非継続基準をクリアしていても、これらの経過措置が無いとした場合の積立比率に注意しておく必要があります。

また、継続基準における積立比率は、数理計算上の必要積立額である数理債務ではなく、数理債務から特別掛金収入現価を控除した責任準備金を使用して算出するため、加入者数又は給与の一定割合に応じて特別掛金を設定している制度においては、加入者数等が見込み通りに推移しない場合に特別掛金収入現価が予定通り推移せず責任準備金が想定以上に増減する可能性があることに留意が必要です。

(年金信託部 田中希)

りそなコラム

確定給付企業年金制度の改正に伴う法令・通知の読み方(その2) ～法令・通知の改正時の読み方～

今回は、A社総務部に勤務するB主任とその部下の新人のCくんの対話を通じて、規約型の確定給付企業年金制度の見直しにあたって、法令・通達の一般的な読み方について確認しました。今回はその続きとして、最近の法令改正を例に、規約変更に係る手続きの詳細について解説いたします。

(前回からの続き)

B主任：確認だけど、確定給付企業年金(DB)制度の規約変更は、どのように規定されているかな？

Cくん：はい。規約型DB制度の規約変更は、原則として厚生労働大臣の承認を受けなければならないこと、つまり「承認の申請」を行うことが確定給付企業年金法第6条に規定されています。ただし、厚生労働省令で定める「軽微な変更」については、承認を要しない代わりに「届出」を遅滞なく行うことが同法第7条第1項に規定されています。さらに、同項ただし書きで、「この限りでない」つまり届出の必要のない軽微な変更についても、厚生労働省令で定めると規定されています。

B主任：「厚生労働省令で定める」とは、それぞれ具体的にはどのようなことかな？

Cくん：はい。規約の「軽微な変更」については確定給付企業年金法施行規則第7条第1項に、「届出の必要のない規約の軽微な変更」については同規則第10条にそれぞれ規定されています。

B主任：うん、よく理解できているね。

Cくん：ところで、わが社の企業年金制度の給付増額は、「承認の申請」、「届出」のどちらになるのでしょうか？

B主任：実は、この届出の範囲については、ちょうど平成26年3月24日付で法令・通知の改正があって、平成26年4月1日から施行されているんだ。

Cくん：どのような改正なのですか。

B主任：具体的には、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令」(平成26年3月24日厚生労働省令第20号)だ。その第2条で、「給付の設計の軽微な変更」は「承認の申請」から「届出」に変更され、給付増額についても、解釈としてそのなかを含む場合があるとされているんだよ。

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第2条 確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第7条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同項第8号中「、第5号及び第6号」を「から第6号まで」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「、法第81条の2」を「並びに法第81条の2」に改め、「並びに法第110条の2及び法第115条の3に規定する厚生年金基金」を削り、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「場合及び第7号」を「場合(前号に掲げる事項の変更に伴い同条第6号に掲げる事項を変更する場合を除く。)及び第8号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

4 法第4条第5号に掲げる事項(労働協約等の変更に伴い法第27条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更(給付の額の減額に係る場合を除く。)に限る。)

(後略)

Cくん: 目にするだけで頭が痛くなりそうです…

B主任: 慣れるまではちょっと大変かもしれないね。改正前後の規則を、簡単な新旧対照表にしてみると、こんなふうになる。

改正後	改正前
(規約の軽微な変更等) 第7条 法第6条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 1~3 (略) 4 法第4条第5号に掲げる事項(労働協約等の変更に伴い法第27条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合 <u>その他の給付の設計の軽微な変更(給付の額の減額に係る場合を除く。)</u> に限る。) 5~11 (略)	(規約の軽微な変更等) 第7条 法第6条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 1~3 (略) 4~10 (略)

Cくん: なるほど。省令はこのことを文章で表しているんですね。

B主任: 既存の法令・通知の改正では、改正のたびに条文全てを示すのではなく、文言の変更、追加、削除、条番号のずれや経過措置などを記述する形式が一般的なんだ。そして、施行後の法令・通知は、もとの法令等の改正部分にそれらの変更を組み込んで読むことになる。このような方式を「**溶け込み方式**」と言う。インターネット上で公開されている法令や市販の法令通達集では、組み込んだ後の形で掲載され、その冒頭に改正の履歴が表示されることが多いようだね。自分が参照している法令などが最新のものであるか、よく確認しよう。

Cくん: はい、法令などの読み方が少し分かってきた気がします。

(次回に続く)

企業年金ノート No. 559

平成26年11月 りそな銀行発行



りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開発しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00(土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。)

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>